

# 【 育 鵬 会 】 会 則

## 第1章 総則

第1条 本会は「育鵬会」と称し、事務局を東久留米市立東中学校に置く。

第2条 本会の会員は東中学校 PTA 会員であった者及び有志で構成する。

第3条 本会は東中学校の教育方針に賛同、教育活動及び PTA の活動を支援することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学校の教育活動を地域に PR し、学校及び PTA の発展に資すること。
- (2) 会員相互の親睦及び教育に関すること（レクリエーション・見学会等）。
- (3) その他の目的を達するために必要なこと。

## 第2章 役員

第5条 本会には次の役員を置き役員の任期は2年とする。ただし再任は防げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 庶務 2名（うち1名は副校長）
- (4) 会計 2名
- (5) 委員 若干名
- (6) 会計監査 2名
- (7) 顧問・相談役

第6条 役員、委員は総会で選出する。

第7条 顧問・相談役は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。任期は役員に準ずる。

## 第3章 会議

第8条 本会は年一回定期に会合をもつ。ほか、必要に応じて会長が召集する。

- (1) 定期総会
- (2) 臨時総会
- (3) 役員会
- (4) 委員会
- (5) その他の集会

## 第4章 会計

第9条 本会の経費は活動によって費用を支弁する。

## 第5章 付則

- (1) 本会の運営に必要な細則は、役員会に於いて定める。
- (2) 本会の事業年度は4月1日より3月31日までとする。
- (3) 本会則は昭和46年11月より施行する。
- (4) 本会則は平成9年8月6日に一部改正。
- (5) 平成18年6月30日に一部改正これを施行する。
- (6) 平成27年6月13日一部改正。